

- 15) 本工事は、公共工事担い手の中長期的な育成・確保の促進を目的とした、週休 2 日現場閉所の試行対象工事（発注者指定型）である。
- 16) 本工事は、トンネル覆工コンクリート長期保証制度を試行する工事である。
- 17) 本工事は、トンネル覆工コンクリート長期保証点検結果において品質の優れた施工を行った企業を評価するトンネル長期保証評価試行工事である。
- 18) 本工事は、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する試行工事である。
- 19) 本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組を推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。
- 20) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を行う試行工事である。
- 21) 本工事は、工事工程表及び施工条件明示の確認リストを開示する試行対象工事である。
- 22) 本工事は、建設キャリアアップシステム義務化モデル工事の試行対象工事である。試行内容の詳細は、特記仕様書によることとする。
- 23) 本工事は、建設業における労働賃金改善に関する取り組みを促進するため、入札手続き参加企業において「労務費見積り尊重宣言」を行い、下請企業への見積り依頼に際して労務費（労務賃金）を内訳明示した見積書の提出を求めるモデル工事である。
- (8) 本工事は、資料提出及び入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムにより難しい者は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
- (9) 本工事は、落札決定後に「予定価格（税抜き）、予定価格（税抜き）の積算内訳、調査基準価格、落札理由（総合評価落札方式）」、契約締結後に「工事設計書」を公表する工事である。工事設計書については、契約後に適時、中国地方整備局のホームページにより公表する。
- (10) 本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙方式に代えるものとする。
- 2 競争参加資格
- 次の(1)から(2)までに掲げる条件を満たしている単体企業、経常建設共同企業体であること。または次の(1)から(2)までに掲げる条件を満たしている者により構成されている特定建設工事共同企業体であること。
- 特定建設工事共同企業体として競争に参加する場合は、「競争参加者の資格に関する公示」（令和 3 年 9 月 15 日付中国地方整備局長）に示すところにより中国地方整備局長から令和 3 年度岩国・大竹道路岩国トンネル工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格の認定を受けている者とする。
- なお、特定建設工事共同企業体にあつては、経常建設共同企業体を構成員とすることはできない。また、令和 3 年度岩国・大竹道路岩国トンネル工事に係る特定建設工事共同企業体の構成員は単体企業としての参加を認めない。
- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）（以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 中国地方整備局における令和 3・4 年度「一般土木工事」に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 中国地方整備局における令和 3・4 年度「一般土木工事」に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200 点以上であること。（上記(2)の再認定を受けた者にあつては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が 1,200 点以上であること。）。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 平成 18 年 4 月 1 日以降に元請けとして完成・引き渡し完了した、次の同種工事の施工実績を有すること。又は、平成 18 年 4 月 1 日以降に元請として完成・引渡が完了した海外施工実績のうち、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度において認定された工事が次の同種工事の施工実績を有していること。
- 同種工事とは、下記の(ア)～(イ)の全ての要件を満たす NATM によるトンネル工事の施工実績を有すること。
- (ア) トンネル内空断面積（覆工後の内空面積（代表値））65㎡以上であること。
- (イ) トンネル施工延長が 1,400m 以上であること。
- ただし、上記(ア)～(イ)は別トンネル、別工事でも可とするが、いずれかの工事において掘削支保工及び覆工を施工していること。
- また、施工延長とは掘削支保工及び覆工の両方を施工した延長とし、坑門工の延長も施工延長に加えてよい。
- 共同企業体の構成員としての実績は出資比率が 20% 以上であること。ただし、乙型 J V（異種 J V）の同種工事の施工実績については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。
- 事業協同組合及び協業組合にあつては当該組合施工の場合に限る。
- 特定建設工事共同企業体にあつては、全ての構成員が同種工事の施工実績を有すること。
- 経常 J V にあつては、全ての構成員が同種工事の施工実績を有すること。
- なお、当該実績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（開発建設部関係事務所を含む）の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書に記載されている工事成績評定点（以下「評定点」という。）が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

また、当該実績の発注機関が一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム（CORINS）」（以下「CORINS」という。）に登録を義務付けている場合は、CORINS に登録されていなければ、実績として認めない。

当該実績が海外実績かつ CORINS 登録が未了の場合、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度に基づき国土交通省が発行した認定書の写し及び添付資料により確認できる場合は同種実績として認める。

- (7) 「トンネル本体内における生産性向上に関する施工計画」及び「トンネル本体の品質・耐久性向上に関する施工計画」に係る施工計画が適正であること。
- (8) 次の 1)～4) に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。ただし、請負代金が 3,500 万円未満の工事は専任の義務を要しない。（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条第 3 項に該当しない場合）

なお、申請できる配置予定技術者は最大 3 名までとする。

- 1) 競争参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- 2) 1 級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、主任技術者の場合は、次に示す資格を有する者でなければならない。

ア) 「土木工事共通仕様書（中国地方整備局版）第 1 編第 1 章第 1 節第 25 条工事関係者に対する措置請求第 2 項技術者に対する措置 追一 1」に示す資格を有する者。

イ) ア) 以外の主任技術者の場合には、「建設業法第 7 条第 2 号イ、ロ又はハ」に示す資格を有する者。（建設業法施行規則第 7 条の 3 及び国土交通省告示第 1424 号（平成 17 年 12 月 16 日）参照）